

今後の検討項目について

法改正後の通訳案内士制度に関する主な検討事項

新制度における通訳案内士制度の基本的考え方

政・省令	告示・通達・ガイドライン	その他
登録研修機関の有効期間【政令】	追加する言語【告示】	試験委員の確保策
施行期日【政令】	地域通訳案内士育成等基本指針【告示】	受験者増加策
試験免除科目【省令】	都道府県登録事務【通達】	美術館・博物館での優遇的措置
登録研修機関に関する事項【省令】	試験事務【ガイドライン】	外国人材の活用
<ul style="list-style-type: none"> 登録研修機関の登録に係る事項 登録研修機関の登録手続きに係る事項 登録研修機関の研修実施基準 研修業務規程 業務の休廃止に係る事項 財務諸表等に係る事項 帳簿の記載事項 	<ul style="list-style-type: none"> 試験項目リスト 免除基準 筆記・口述の試験実施方法 	統一的団体の創設
通訳案内士の研修受講期間【省令】	研修内容、研修の実施方法【通達】	等
既有資格者に対する研修【省令】	通訳案内士情報検索システム事務【通達】	
地域通訳案内士に関する事項【省令】		
<ul style="list-style-type: none"> 地域通訳案内士の登録についての全国通訳案内士の登録についての準用 		

今後の制度改正のスケジュール

2017年

施行日
(公布日から9ヶ月を超えない
範囲内で政令で定める日)

2018年～

6月

新
法
公
布

政省令制定・改正作業

通達・ガイドライン制定作業

本検討会で検討の上、改正作業を実施

新
制
度
施
行

検討会作業部会にて研修内容の検討

検討会作業部会にて出題範囲のリスト化

地域通訳案内士育成等基本方針の策定

全国通訳案内士研修
(経過措置)

法定研修

全国通訳案内士試験の実施
(試験科目の追加)

地域通訳案内士制度の創設

今後の検討の進め方

- 以下の各項目について、今年は月1～2回程度開催する予定。
- さらに、来年以降については、検討状況に応じて開催。

	2017年		施行日 (公布日から9ヶ月を 超えない範囲内で 政令で定める日)	2018年～
	6月	9月		
夏までに 検討する項目 (3～4回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録研修機関の要件 ○ 既有資格者の研修内容 ○ 地域通訳案内士育成等 基本方針 			
夏～冬頃までに 検討する項目 (4～5回程度)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通訳案内士の情報検索システムの運用 ○ 有資格者の認知度向上方策 (バッジ等) ○ 通訳案内士の認知度向上の方策 ○ 新制度の周知方法 ○ 就業状況等の実態把握 		
継続して 検討する項目 (今年度内を目途に 方針を取りまとめ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな言語の追加、受験者の拡大方策 ○ 全国通訳案内士の定期研修の内容 ○ 試験の実施方法・内容 ○ 悪質ガイド対策 			

※ 赤字の3項目については、別途作業部会を立ち上げて検討を進めていく。